

平成 25 年度第 3 回第 4 期川崎市地域福祉計画協議会 会議録

会議の概要

開催日時		平成 25 年 11 月 26 日（火）午後 2 時から 3 時 40 分まで
開催場所		川崎市役所明治安田生命ビル 13 階会議室
出席者	出席委員	10 名
	事務局	5 名 他委託事業者
	欠席委員	7 名
次第		1 地域福祉部長挨拶 2 協議会委員長挨拶 3 議事 （1）第 4 期川崎市地域福祉計画の策定について （2）その他
傍聴人の数		0 名
配付資料		資料 1 第 4 期川崎市地域福祉計画協議会委員名簿 資料 2 第 4 期川崎市地域福祉計画 骨子（案） 資料 3 第 4 期川崎市地域福祉計画 市計画概要版 資料 4 第 4 期川崎市地域福祉計画 各区計画概要版 資料 5 第 4 期川崎市地域福祉計画 素案初稿（案）に対する意見まとめ 資料 6 第 4 期川崎市地域福祉計画 策定スケジュール 資料 7 第 4 期川崎市地域福祉計画協議会設置要綱

議事要旨

発言者	発言要旨
地域福祉部長	本日は忙しい中、第3回地域福祉計画協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃から地域福祉の推進に御尽力いただき、誠にありがとうございます。前回の協議会で議論いただいたご意見やその後にいただいたご意見、また庁内での関係部署との検討結果等を踏まえ、計画素案の改訂稿を作成した。本日はいただいたご意見を参考にし、1月から予定している市民の意見募集、市民説明会の開催、3月の計画策定につなげて参りたい。11月19日に新市長が就任し、様々な動きが想定される場所であるが、引き続き本計画の策定に向け着実に取り組んでいくので、より一層のご協力をお願いしたい。
事務局	第3回第4期川崎市地域福祉計画協議会を開催。 (資料の確認)
委員長	本日は忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。計画策定も大詰めとなっているので十分論議していただきたい。
事務局	これからの進行は委員長にお願いします。
委員長	まず、議事(1)第4期川崎市地域福祉計画の策定について事務局から説明をお願いしたい。
事務局	(素案初稿からの修正点について資料5に基づき説明。) (第4期川崎市地域福祉計画 市計画概要について資料3に基づき説明。)
委員長	前回からの修正点について事務局から説明をいただいた。ご意見等あるか。
委員	14ページの人口ピラミッドのグラフに初稿では「ひのえうま」の記述があったのが無くなったので、再度載せていただきたい。 社会福祉協議会は重要な存在で各所に出てくるが、実態は「市民活動センター」での活動が多いため、可能な限り関係するところに入れていただきたい。 「二次避難所」「福祉避難所」について分かりにくいので、具体的に記述してほしい。40ページ、43ページ等。 高齢者や子どもに比べて障害者についての情報が少ない。施設から地域移行へとされている中、可能であれば、市計画において障害者相談支援センターについて記載していただきたい。 資料編に「第3次ノーマライゼーションプラン」「ふれあい」等の紹介を入れてほしい。
委員長	障害者相談支援センターを入れると、なぜ地域包括支援センターを入れないのかということになる。地域福祉計画は高齢・障害・子ども等の福祉問題に共通する項目を入れていく。あとは個別計画の内容になる。
委員	承知しているが、市計画に載せないと、区計画や地域福祉活動計画につながらない。
委員	関連する個別施策の計画の紹介を資料編に載せてはどうか。
委員長	資料編に入れるか、48ページに相談支援に関する内容を載せるか。全部は載

	せられないので、注釈を入れるか。
委員	本文に出てくる施設や制度については具体的に載せてほしい。
委員	相談支援センターや地域包括支援センターについては資料編に載せたほうが良い。
委員	市民活動センターを入れたほうがいい箇所については後で事務局にお知らせする。46 ページにもう 1 つ追加できるのではないか。いきいきセンターについても分かりにくい。生涯学習センターも同様に載せてほしい。選択肢を増やしてほしい。
事務局	可能な限り所管課と調整し、検討する。いきいきセンターは老人福祉センターの愛称であるが、説明が足りないと思う。 市民活動センターは 47 ページの③に含めている。
委員	57、52 ページに出てくるので、前にも入れて構わないのではないか。
事務局	後ほど可能な部分は調整する。
副委員長	基本的な確認であるが、素案は誰がどこで目にするものか。
事務局	素案は成案になるまで、パブリックコメントや区民説明会で公表する。冊子とホームページでの掲載である。
副委員長	具体的にはどこにどれだけ配られるのか。
事務局	各区で説明会を開催し、概ね 100 人程度の参加者に冊子を配る。成案の製本は各区約 1,000 冊である。保健福祉センターでも配布する。
副委員長	市民はなかなか目につくことがない。
委員	そのとおりで、7,000 冊では足りないので、実際に啓蒙するのは生涯学習センターや市民活動センターや社協、図書館などである。いつでも見られるようにしないと、市民に伝わらない。
副委員長	予算の都合もあるだろうから、置く場所を考えて市民の目に触れるようにしていただきたい。
委員長	ほかに何かあるか。
委員	15 ページの将来推計人口であるが、間違いはないか。国立人口問題研究所の推計では平成 60 年頃には日本全体では人口が減少していくが、川崎市では 141 万人程度とあまり減少しないという推計になっている。
委員	3 年ごとの実行計画策定の際に見直しをしているが、川崎市は政令市の中でも人口の伸びが高く、労働力人口の流入も比較的多い。あくまで推計であるが、トレンドや市の拠点の開発状況を勘案して推計している。全国的にみるとまだ人口は増加しており、将来の減少スピードも遅いほうである。
委員	交通機関も便利なので、減らない要因の一つではないだろうか。
委員	若い世代の流入が多い一方で、子どもが生まれたあとに転出するという人口動態の傾向がある。
委員長	横浜もそうであるが、工場跡地に大規模マンションが建って人口が増えることになる。

委員	36 ページの地域包括ケアシステムは中学校単位ということになっているが、これはどこで決めたのか。
委員長	厚労省の介護保険制度改革の中で、施設や病院に入所するのではなく、地域で生活していける体制づくりに大きく舵を切ったものである。考え方は介護保険制度から出ているが、高齢者だけでなく、あらゆる福祉施策で共通する考え方になっていく。
委員	障害者も施設から地域へ移行ということで同じである。
委員	受刑者もそうである。出所して生活ができないため、盗みをしてまた刑務所に入るといふことが多い。
委員	36 ページの図はもう少し大きくしたほうが良い。
委員	33 ページの赤字部分、「住まい・生活支援・医療・介護・予防を一体的に提供し」というのは地域包括ケアシステムから来ていると説明があったが、ここにも説明がほしい。この3年間の計画で具体化してほしい。36 ページに出ているが、ここでも注釈がほしい。
委員	ここは理念であるから、「36 ページ参照」程度の注釈で良いと思う。
委員	基本方針が体言止めになったのは硬く感じる。
事務局	ご意見を踏まえて検討する。基本理念は第1期から踏襲しているが、地域包括ケアシステムが強力に進められるようになり、市では来年度方針を決めることになっている。地域福祉計画には大きく影響することだが、この段階でどこまで載せられるか議論があるところである。しかし、今後3年間のうちには大きく踏み出すものであるから、呼応できる表現にしようということで、赤字部分の追加となった。委員からのご意見や庁内検討の結果、地域包括ケアシステムについてはスペースをとって説明をすべきだろうということになった。この図は国が出しているもので、現状ではこの図しかない。日常生活圏域が中学校校区だと決まっているものでもなく、市が決めているものでもない。市では日常生活圏域は行政区単位であり、その中に地域包括単位がモデルとなっているが、今後の議論で圏域設定も流動的であるので、参考程度に記載している。 しかし、33 ページには補足をしたいと思う。
副委員長	今の計画との整合性はどうか。地域包括ケアシステムが上位に来るのか。
事務局	地域福祉計画は社会福祉法に定められた計画であるが、地域包括ケアシステムという切り口で再構築すると、当然地域福祉を考える中で大きく影響する。整合性はとるが上位下位というものではなく、今後3年間で推進検討会議で議論していくことになると思う。
委員長	地域包括ケアシステムだけでなく、生活困窮者自立支援法が国会で審議されており、それが通過すれば変わる部分もあるし、推進検討会議で話し合うことになると思う。
委員	地域福祉計画は無くならないので、具体的にする意味で地域包括ケアシステムを3年間で具体化していくということであると思う。非常に大事なことであ

	る。 52 ページに「安心生活創造事業」とあるが、具体的にどういうことであるか。
委員長	国の補助事業で、モデル市町村で見守りや体制づくりを展開しているものである。さらに発展した「安心生活基盤構築事業」では川崎市もモデルになっている。「だい」JOBセンター」もその一環である。
委員	これも注釈がないと分からない。
委員	見守りネットワークもこの事業になるのか。
事務局	見守りネットワークは市でやっている。モデル事業としては、中原区や宮前区の団地で高齢者の見守りを研究する事業をしている。
委員	実際にやっているものがあるのであれば、それを入れるとイメージしやすい。二次避難所についてもそうである。
事務局	発災時に、社会福祉法人や福祉施設などを二次的に使わせていただくよう協定を結んでいる。施設は今のところは公表していない。小中学校の避難所に避難して、特別な配慮が必要となる高齢者や障害者など継続して滞在することが困難な方を二次的に避難していただく場所として協定を結んでいるが、地震などではその施設が被災している可能性もあるので、避難可能な場所とのマッチングをしてからお願いすることになる。
委員	固有名詞は使えないが、特養や障害者の作業所などだろうが、自閉症の人が避難するのは困難である。様々な障害のある人のために、市が二次避難所を責任を持って用意する必要がある。
委員長	福祉避難所は、入所施設は割と早く対応できるが、通所施設は職員が出勤できるかという問題がある。公表すると、集まってきても職員がいなくて開けられない場合がでてくる。協定を結ぶまでに色々調整する必要がある。 東日本大震災のときは要介護高齢者については特養が緊急受入れをした。
委員	現在6施設を契約しているが、福祉施設だけでなく宿泊施設と契約する話も聞いたことがあるが、川崎市の場合はどうか。
事務局	宿泊施設の場合は費用が発生するので、現状では社会福祉施設等との契約となっているが、今後はまだ分からない。福祉避難所の整備は遅れていることは確かである。福祉避難所について強化するというご意見をいただいたが、マニュアル作成や施設との連携強化などの文言を追加し、3年間で取り組んでいくことを計画に盛り込んでいる。
委員	災害時の連携協定は結んでいるか。
事務局	自治体同士や団体同士の協定はある。
委員長	次に、議題（2）その他について事務局から何かあるか。
事務局	（今後のスケジュールについて説明） 次回の協議会についてはまたご連絡する。
委員	パブコメ資料を置く場所だが、受付にパブコメ専用の棚を作るなど工夫しないと市民の目になかなかとまらない。
委員	おっしゃるとおりであるので、担当部署と相談する。

委員長	他になければ、本日の会議はこれで終了とする。
-----	------------------------